



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 と  
株式会社 鈴鹿メディアパークとの  
災害発生時における協力体制に関する協定書

令和元年9月11日



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会  
株式会社 鈴鹿メディアパーク

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と株式会社鈴鹿メディアパークとの  
災害発生時における協力体制に関する協定書

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と株式会社 鈴鹿メディアパーク（以下「乙」という。）は、鈴鹿市内において地震、風水害等における大規模な災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）における鈴鹿市災害ボランティアセンターへの協力体制に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が設置する鈴鹿市災害ボランティアセンターに関する情報発信を乙が運営するFMラジオを通じて行うこと及び乙の地内に災害ボランティアサテライトセンターを設置し、株式会社鈴鹿コミュニティ地内に立地する店舗等（以下「協力店舗等」という。）が有する機能を活用することにより、迅速なボランティア派遣等に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、双方の組織と機能を最大限に活用し、次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 乙のFMラジオ局を活用した鈴鹿市災害ボランティアセンターに係る情報発信
- (2) 災害ボランティアサテライトセンター（以下「サテライトセンター」という。）の設置及び運営
- (3) 前各号に掲げるもののほか、別途協議し、定める事項

2 前項各号に掲げる協力内容の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第3条 前条の協力内容に関し、必要となる経費の負担については、甲乙協議の上、決

定するものとする。

(負傷等の補償)

第4条 ボランティア活動中にボランティア自身が負傷等の場合又はボランティアに起因する事故及び乙（協力店舗等を含む。）の所有物等への損傷については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険の範囲内において補償する。ただし、当該補償額を超える部分についての求償を妨げるものではない。

(サテライトセンター)

第5条 サテライトセンターを乙の地内に設置するにあたり、乙は協力店舗等に対して協力を求めるものとする。

2 サテライトセンターの設置期間は、ボランティアニーズの状況等を勘案し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の体制整備等)

第6条 甲及び乙は、平常時においても第2条に定める事項について、体制を整えらるとともに関係機関等との連携について、整備しておくものとする。

2 平常時においても年1回以上の相互情報交換会議を実施する。

3 乙は、甲が実施する災害ボランティアセンターの訓練に協力する。

4 乙が協力店舗等に対して、物品提供等の協力を要請することについて、協議する。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲及び乙は、本協定書の遂行に伴い発生する個人情報の取扱いについては、甲乙それぞれの個人情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで1年間延長し、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月11日

甲 住 所 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地1

名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

代表者 南条和治 

乙 住 所 三重県鈴鹿市住吉町8947番地

名 称 株式会社 鈴鹿メディアパーク

代表者 加藤正彦 